

令和元年9月20日

門真市長 宮本 一孝 様



10月より開始される幼児教育・保育無償化に伴う要望書

門真市では平成29年度より国に先行して副食費を含めた幼児教育・保育・療育の無償化を段階的に実施されるなど、幼児教育・保育施策の充実と振興に向けた取り組みを先進的に行っていただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和元年10月1日より開始される国による幼児教育・保育の無償化においては、現在、保育料に含まれている副食費について、施設による保護者からの実費徴収となります。これまで実施してきた市の無償化事業のサービス低下とならないよう、保護者の経済的負担を軽減すべく3,000円を上限として市から施設へ副食費に係る補助金を支給していただくこととなっております。

また、補助金の上限額については、昨年12月19日に開催された門真市の子ども・子育て会議就学前教育・保育部会において議論されており、当時、市より、現時点では各施設において概ね3,000円の範囲で副食費を賄うことが可能であると考えているが、引き続き様子を見していく、また、給食を充実させるためと言う内容であれば、保護者から実費・特定徴収することを妨げるものではないとの説明があったものです。

しかしながら、その後、令和元年6月27日付け国通知により、副食費の実費徴収の目安が4,500円であると正式に示され、全国的に同通知に従った対応を行う中、市が設定する副食費補助金の上限である3,000円との差が明確となり、また、国の無償化の実施にあたって、令和元年9月13日付で国より発出された留意事項通知において、今般の無償化の実施に伴って本年10月から経済的負担が増加する世帯がないよう各地方公共団体に配慮を求める旨が改めて示されています。

このような状況の中、市内複数施設において、標準的な給食の提供を行っているにも関わらず、10月より保護者から副食費を実費徴収せざるを得ない事例が見込まれており、さらには、公立園において副食費を実費徴収しないことから、費用負担の面で公私間に差が生じないよう、保護者から徴収すべき金額を施設が負担しようとするケースまで発生しております。

現在の状況は、国の無償化の実施にあたり、保護者負担の増加のみならず、公私間における費用負担に差が生じることや標準的な副食費の考え方が自治体によって異なることで、通園する児童の居住地により副食の質に差を設けることにもつながりかねないこと、結果的に一部施設において経済的負担を強いることにもつながることから、市は国による通知内容を十分考慮して対応する必要があると考えております。

のことから、当会として、下記要望内容について早急な改善を強く求めますので、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 国による無償化の実施にあたっては、保護者の費用負担における公私間や自治体間の格差を生じさせず、保護者や施設へ経済的負担を強いることのないよう、10月より、副食費に係る補助金の上限額を国が示す実費徴収の目安である4,500円へ変更することを求めます。

以上